

# 岡崎市生活支援型訪問サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するとされた同法第5条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護の基準を緩和した生活支援型サービス（以下「生活支援型サービス」という。）の実施に関し、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第140条の6第2号の規定に基づき、生活支援型訪問サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

## (用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、法、施行規則及び介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）において使用する用語の例によるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 利用料 法第115条の45の3第1項の第1号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (2) 生活支援型訪問サービス費用基準額 施行規則第140条の63の2第1項第3号イにより算定した費用の額（その額が現に当該生活支援型訪問サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に生活支援型訪問サービスに要した費用の額とする。）をいう。

## (生活支援型訪問サービスの事業を行う者の指定)

第3条 生活支援型訪問サービスの事業を行う者（以下「生活支援型訪問サービス事業者」という。）は、法人でなければならない。

## (一般原則)

第4条 生活支援型訪問サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 生活支援型訪問サービス事業者は、生活支援型訪問サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の事業者その他の保健医療サービス及び福

祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

- 3 生活支援型訪問サービス事業者は、生活支援型訪問サービスを提供するにあたっては、介護保険法第108条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(基本方針)

第5条 生活支援型訪問サービスは、その利用者が可能な限りその居宅において、法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等の状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、掃除、買い物、調理、洗濯等の生活支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(介護従業者等)

第6条 生活支援型訪問サービス事業者が、当該事業を行う事業所（以下「生活支援型訪問サービス事業所」という。）ごとに置くべき介護従業者等（生活支援型訪問サービスの提供に当たる介護福祉士、法第8条第2項に規定する政令で定める者又はシルバー人材センターが実施する家事援助講習（3日間）、介護補助員講習（3日間）若しくは岡崎市が実施する一定の講習を修了した者をいう。以下同じ。）の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

- 2 生活支援型訪問サービス事業者は、生活支援型訪問サービス事業所ごとに、常勤の介護従業者のうち、利用者の数に応じて必要数の者を訪問事業責任者としなければならない。

- 3 前項の訪問事業責任者は、介護福祉士又は介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項に規定する養成研修修了者であって、専ら生活支援型訪問サービスに従事するものでなければならない。ただし、生活支援型訪問サービスの提供に支障がない場合は、当該生活支援型訪問サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- 4 生活支援型訪問サービス事業者が指定訪問介護事業者（岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年岡崎市条例第59号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第9条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は介護予防訪問介護相当サービス事業者（法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち、旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪

問介護に相当するサービスの事業を行う者として岡崎市が指定した事業者。以下同じ。) の指定を併せて受け、かつ、生活支援型訪問サービスの事業と当該指定訪問介護(指定居宅サービス等基準条例第8条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)又は当該介護予防訪問介護相当サービス(法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち、旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するサービス。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第9条及び岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する規則(平成25年岡崎市規則第11号)第3条第1項から第5項までに規定する人員に関する基準又は岡崎市が定める介護予防訪問介護相当サービスの人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(管理者)

第7条 生活支援型訪問サービス事業者は、生活支援型訪問サービス事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、生活支援型訪問サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該生活支援型訪問サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備及び備品等)

第8条 生活支援型訪問サービス事業所は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、生活支援型訪問サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 生活支援型訪問サービス事業者が指定訪問介護事業者又は介護予防訪問介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、生活支援型訪問サービスの事業と当該指定訪問介護又は当該介護予防訪問介護相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第11条第1項に規定する設備に関する基準又は岡崎市が定める介護予防訪問介護相当サービスの設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(管理者及び訪問事業責任者の責務)

第9条 生活支援型訪問サービス事業所の管理者は、当該生活支援型訪問サービス事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 生活支援型訪問サービス事業所の管理者は、当該生活支援型訪問サービス事業所の従

業者に次条から第41条までの規定を遵守させるため必要な指揮命令を行わなければならない。

3 訪問事業責任者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 生活支援型訪問サービスの利用の申込みに係る調整すること。
- (2) 利用者の状態の変化及びサービスに関する意向を定期的に把握すること。
- (3) サービス担当者会議（岡崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する規則（平成27年岡崎市規則第8号。以下「指定介護予防支援等基準規則」という。）第29条第9号又は法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業において行われる同等の会議をいう。以下同じ。）への出席等介護予防支援事業者又は地域包括支援センター（以下「介護予防支援事業者等」という。）との連携に関すること。
- (4) 介護従業者等（訪問事業責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- (5) 介護従業者等の業務の実施状況を把握すること。
- (6) 介護従業者等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (7) 介護従業者等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- (8) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

（勤務体制の確保等）

第10条 生活支援型訪問サービス事業者は、利用者に対し適切な生活支援型訪問サービスを提供できるよう、生活支援型訪問サービス事業所ごとに、介護従業者等の勤務体制を定めなければならない。

- 2 生活支援型訪問サービス事業者は、生活支援型訪問サービス事業所ごとに、当該生活支援型訪問サービス事業所の介護従業者等によって生活支援型訪問サービスを提供しなければならない。
- 3 生活支援型訪問サービス事業者は、介護従業者等に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
- 4 生活支援型訪問サービス事業者は、適切な生活支援型訪問サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防

止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第10条の2 生活支援型訪問サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- (1) 生活支援型訪問サービス事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- (2) 生活支援型訪問サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(運営規程)

第11条 生活支援型訪問サービス事業者は、生活支援型訪問サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 生活支援型訪問サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項  
(内容及び手続の説明及び同意)

第12条 生活支援型訪問サービス事業者は、生活支援型訪問サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、介護従業者等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該生活支援型訪問サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 生活支援型訪問サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合

には、前項の規定による文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の同意を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織（生活支援型訪問サービス事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該生活支援型訪問サービス事業者は、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、提供に用いる電磁的方法の種類及び内容並びにファイルへの記録の方式を示し、文書又は電磁的方法による同意を得なければならない。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 生活支援型訪問サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて重要事項を送信し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 生活支援型訪問サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の同意又は受けない旨の申出をする場合にあっては、生活支援型訪問サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる電磁的記録媒体をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを作成する方法

3 電磁的方法は、利用申込者又はその家族がそれらの使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録を出力することにより文書を作成するものでなければならない。

4 第2項後段の規定による同意を得た生活支援型訪問サービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により、重要事項について電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び同項後段

の規定による同意をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第13条 生活支援型訪問サービス事業者は、正当な理由がなく、生活支援型訪問サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第14条 生活支援型訪問サービス事業者は、当該生活支援型訪問サービス事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活支援型訪問サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者等への連絡、適当な他の生活支援型訪問サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第15条 生活支援型訪問サービス事業者は、生活支援型訪問サービスの提供を求められた場合は、その者が提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間又は事業対象者か否かを確認しなければならない。

2 生活支援型訪問サービス事業者は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、生活支援型訪問サービスを提供するよう努めなければならない。

(要支援認定の申請等に係る援助)

第16条 生活支援型訪問サービス事業者は、生活支援型訪問サービスの提供の開始に際し、要支援認定を受けていない、又は基本チェックリストを実施していない利用申込者に対しては、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに要支援認定の申請又は当該基本チェックリストの実施が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 生活支援型訪問サービス事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、利用申込者が受けている要支援認定の更新の申請が、遅くとも有効期間の満了日の30日前までには行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第17条 生活支援型訪問サービス事業者は、生活支援型訪問サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用

状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第18条 生活支援型訪問サービス事業者は、生活支援型訪問サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者の密接な連携に努めなければならない。

2 生活支援型訪問サービス事業者は、生活支援型訪問サービスの提供の終了に際し、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者の密接な連携に努めなければならない。

(第1号事業支給費の支給を受けるための援助)

第19条 生活支援型訪問サービス事業者は、生活支援型訪問サービスの提供の開始に際し、利用申込者が施行規則第83条の9各号のいずれにも該当しないとき又は法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を受けることにつきあらかじめ市に届け出ていないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画又は介護予防サービス・支援計画（ケアマネジメント結果等記録）（以下「介護予防ケアプラン」という。）の作成を介護予防支援事業者等に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者等に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防ケアプランに沿ったサービスの提供)

第20条 生活支援型訪問サービス事業者は、介護予防ケアプランに沿った生活支援型訪問サービスを提供しなければならない。

(介護予防ケアプランの変更の援助)

第21条 生活支援型訪問サービス事業者は、利用者が介護予防ケアプランの変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第22条 生活支援型訪問サービス事業者は、介護従業者等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第23条 生活支援型訪問サービス事業者は、生活支援型訪問サービスを提供した際には、当該生活支援型訪問サービスの提供年月日及び内容、当該生活支援型訪問サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防ケアプランを記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 生活支援型訪問サービス事業者は、生活支援型訪問サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第24条 生活支援型訪問サービス事業者は、生活支援型訪問サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該生活支援型訪問サービスに係る生活支援型訪問サービス費用基準額から当該生活支援型訪問サービス事業者に支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 生活支援型訪問サービス事業者は、前項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において生活支援型訪問サービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

3 生活支援型訪問サービス事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第25条 生活支援型訪問サービス事業者は、介護従業者等に、その同居の家族である利用者に対する生活支援型訪問サービスの提供をさせてはならない。

(利用者に関する市への通知)

第26条 生活支援型訪問サービス事業者は、生活支援型訪問サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由がなく生活支援型訪問サービスの利用に関する指示に従わないことにより、事業対象者が新たに要支援状態になったと認められるとき、要支援状態の程度を

増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

- (2) 偽りその他不正な行為によって生活支援型訪問サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

(衛生管理等)

第27条 生活支援型訪問サービス事業者は、介護従業者等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 生活支援型訪問サービス事業者は、生活支援型訪問サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

3 生活支援型訪問サービス事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(緊急時等の対応)

第28条 介護従業者等は、現に生活支援型訪問サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(掲示)

第29条 生活支援型訪問サービス事業者は、生活支援型訪問サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護従業者等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

2 生活支援型訪問サービス事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることを可能とすることにより、同項の規定による事業所の掲示に代えることができる。

3 生活支援型訪問サービス事業者は、原則として、重要な事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(秘密保持等)

第30条 生活支援型訪問サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 生活支援型訪問サービス事業者は、当該生活支援型訪問サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 生活支援型訪問サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければならない。

(広告)

第31条 生活支援型訪問サービス事業者は、生活支援型訪問サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものでないようにしなければならない。

(介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第32条 生活支援型訪問サービス事業者は、介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情への対応)

第33条 生活支援型訪問サービス事業者は、利用者及びその家族からの生活支援型訪問サービスに関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 生活支援型訪問サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 生活支援型訪問サービス事業者は、提供した生活支援型訪問サービスに関し、法第115条の45の7第1項の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員が行う質問若しくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力し、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、当該市から求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。
- 4 生活支援型訪問サービス事業者は、提供した生活支援型訪問サービスに係る利用者か

らの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下この項において同じ。）が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、国民健康保険団体連合会から求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。

（地域との連携）

第34条 生活支援型訪問サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した生活支援型訪問サービスに係る利用者からの苦情に関して市が行う調査その他市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

2 生活支援型訪問サービス事業者は、事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供をする場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービス提供を行うよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第35条 生活支援型訪問サービス事業者は、利用者に対する生活支援型訪問サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。

2 生活支援型訪問サービス事業者は、利用者に対する生活支援型訪問サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（虐待の防止）

第35条の2 生活支援型訪問サービス事業者は、虐待の防止のための措置に関する事項についての運営規程を定めるとともに、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業者において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第36条 生活支援型訪問サービス事業者は、生活支援型訪問サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、生活支援型訪問サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第37条 生活支援型訪問サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 生活支援型訪問サービス事業者は、利用者に対する生活支援型訪問サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日（第2号の記録のうちサービスに要した費用の請求及び受領に係る記録については、当該費用を受領した日）から5年間保存しなければならない。

- (1) 生活支援型訪問サービス計画
- (2) 第23条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第26条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 第33条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第35条第1項の事故の状況及び処置についての記録

(電磁的記録等)

第37条の2 生活支援型訪問サービス事業者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 生活支援型訪問サービス事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(この項において「交付等」という。)のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(暴力団の排除)

第38条 生活支援型訪問サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、岡崎市暴力団排除条例（平成23年岡崎市条例第31号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

（生活支援型訪問サービスの基本取扱方針）

第39条 生活支援型訪問サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 生活支援型訪問サービス事業者は、自らその提供する生活支援型訪問サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 生活支援型訪問サービス事業者は、生活支援型訪問サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならぬ。
- 4 生活支援型訪問サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 生活支援型訪問サービス事業者は、生活支援型訪問サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

（生活支援型訪問サービスの具体的取扱方針）

第40条 介護従業者等の行う生活支援型訪問サービスの具体的な取扱方針は、第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 生活支援型訪問サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行わなければならない。
- (2) 訪問事業責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、生活支援型訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した生活支援型訪問サービス計画を作成しなければならない。
- (3) 生活支援型訪問サービス計画は、既に介護予防ケアプランが作成されている場合は、

当該ケアプランの内容に沿って作成しなければならない。

- (4) 訪問事業責任者は、生活支援型訪問サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 訪問事業責任者は、生活支援型訪問サービス計画を作成した際には、当該生活支援型訪問サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 生活支援型訪問サービスの提供に当たっては、生活支援型訪問サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行わなければならない。
- (7) 生活支援型訪問サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことの旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明しなければならない。
- (8) 訪問事業責任者は、生活支援型訪問サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該生活支援型訪問サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防ケアプランを作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該生活支援型訪問サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該生活支援型訪問サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行わなければならない。
- (9) 訪問事業責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防ケアプランを作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。
- (10) 訪問事業責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて生活支援型訪問サービス計画の変更を行わなければならない。この場合においては、前各号の規定を準用する。

（生活支援型訪問サービスの提供に当たっての留意点）

第41条 生活支援型訪問サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 生活支援型訪問サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント（指定介護予防支援等基準規則第29条第7号に規定するアセスメントをいう。）又は法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業において行われる同等のアセスメントにおいて把握された課題、生活支援型訪問サービス

の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。

(2) 生活支援型訪問サービス事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族及び地域住民等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

(委任)

第42条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、福祉部長が定める。

#### 附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、この要綱の施行の日から令和6年3月31日までの間、第10条の2、第27条第3項及び第35条の2の規定の施行については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

#### 附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、この要綱の施行の日から令和7年3月31日までの間、第29条第3項の規定の施行については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。